

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡村 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月19日 09時20分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港南西方沖 水島港玉島防波堤灯台から真方位164° 2.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 27.0′ 東経133° 40.8′）
事故の概要	漁船 ^{ふくりゅう} 福龍丸は、えい網しながら西進中、また、プレジャーボート ^{せいわ} 第7正和丸は、南南西進中、両船が衝突した。 福龍丸は、船長が負傷し、右舷側後部ブルワークに破損等を生じ、また、第7正和丸は、船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年5月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 福龍丸、4.8トン OY3-19745（漁船登録番号）、個人所有 10.78m（Lr）×3.08m×0.98m、FRP ディーゼル機関、48.20kW、昭和59年9月17日 第271-17566号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第7正和丸、5トン未満 271-33721岡山、個人所有 8.21m（Lr）×2.22m×0.67m、FRP ディーゼル機関、95.62kW、平成12年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月23日 免許証交付日 平成26年3月10日 （平成31年11月29日まで有効） B 船長B 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年12月17日 免許証交付日 平成24年2月17日 （平成29年12月22日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（船長A）

	B なし
損傷	A 右舷側後部ブルワークに破損等 B 船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、平成28年12月19日06時30分ごろ岡山県浅口市寄島漁港を出港し、同漁港南東方沖の漁場に至り、トロールで漁ろうに従事していることを示す形象物を表示して操業を繰り返していた。</p> <p>船長Aは、投網する際、周囲に支障となる他船を認めなかったため、接近する船舶はいないものと思い、前方の錨泊中の船舶を見ながら、操舵室後方に立って手動操舵により、約4ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で西方に向けてえい網中、衝撃を感じた後、意識がなくなった。</p> <p>船長Aは、来援した巡視艇で水島港に移送された後、ドクターヘリにより病院に搬送され、頭蓋骨骨折及び外傷性くも膜下出血等と診断された。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、家族1人を乗せ、釣りの目的で、08時50分ごろ香川県丸亀市小手島沖の釣り場に向けて水島港内の係留場所を出発した。</p> <p>船長Bは、右舷側操縦席に腰を掛けて高梁川河口を南進し、水島港外で漂泊する約10隻の釣り船の間を、釣りの様子を眺めながら、約10knの速力で南南西方に向けて通過した後、丸亀市手島の高ノ越鼻がほぼ船首目標となるよう、約10°～15°右転して南西方に向けて増速を開始した。</p> <p>B 船は、約19knに増速して南西進中、右転してから約20～30秒後となる09時20分ごろA船の右舷船尾部に衝突し、A船の後部甲板にB船の船首部が乗り上げた。</p> <p>B 船は、船長Bが、航行を続けるA船に移乗し、クラッチレバーを中立としたつもりでいたところ、クラッチが後進に入り、A船のプロペラが漁具を巻き込んだことで機関が停止し、その反動でB船の船体がA船の後部甲板から滑り落ちた。</p> <p>船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報し、意識がなくなった船長Aを介抱しながら、巡視艇の来援を待った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A 船は、えびこぎ網漁の底引き網を引いて操業し、レーダーを搭載していなかった。</p> <p>B 船は、約10knから約19knに増速すると、わずかに船首が浮上するが、船首方に死角が生じることはなかったものの、操縦席の右舷前方にある窓ガラスの枠により、右舷船首方約10°～15°の範囲</p>

	に死角が生じていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B あり A なし、B なし A 船は、水島港南西方沖において、西方に向けてえい網中、船長Aが、投網する際に周囲に支障となる他船を認めなかったため、接近する船舶はいないものと思ひ、前方の錨泊中の船舶を見て、左右及び後方を含めた周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、水島港南西方沖において、南南西進中、船長Bが、釣り船の釣りの様子に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船の存在に気付かず右転し、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、操縦席の右舷船首方に窓ガラスの枠による死角が生じており、右転時、同死角の中にA船が存在していた可能性があると考えられるが、右転時の船長Bの見張りの状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、水島港南西方沖において、A船が西方に向けてえい網中、B船が南南西進中、船長Aが、投網する際に周囲に支障となる他船を認めなかったため、接近する船舶はいないものと思ひ、前方の錨泊中の船舶を見て、左右及び後方を含めた周囲の見張りを適切に行っていなかったため、また、船長Bが、釣り船の釣りの様子に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったため、A船の存在に気付かず右転し、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 周囲にいる他の船舶との衝突を避けられるよう、常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



拡大

